

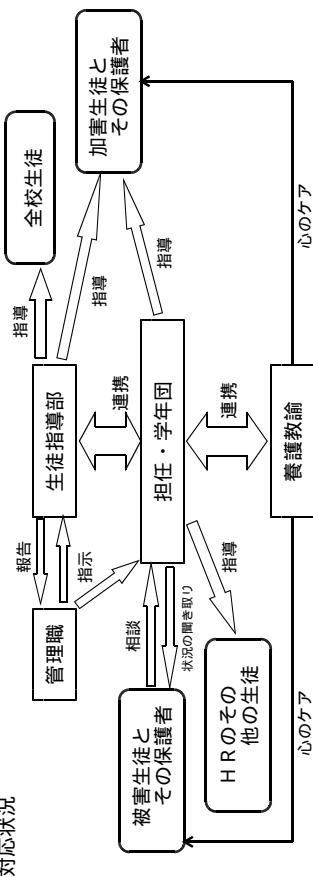
いじめを速やかに解消した事例9（高等学校第1学年男子）

～学校の組織力を生かした迅速な対応～

問題の把握

5月下旬に行なったいじめのアンケートで本人から訴えがあり、また、同じHRの生徒からもいじめがあるとの回答が寄せられた。この結果を受け、担任が当該生徒に面談を行ったところ、4月中旬より、同じHRの生徒から暴力的な行為を受けたり、ジャージのバックをゴミ箱に捨てられたりしていることが分かった。

対応状況



即時対応

訴えの当日
 ・担任と副担任が被害生徒から事情を聞き、その後、家庭訪問を行い、いじめの被害状況について詳しく聞き取った。
 ・学年主任は、緊急学年会議を開き、いじめの状況について教員間で共通理解を促し、生徒指導部と連携して被害生徒への対応、加害生徒への指導、HRにおける指導についての方針を立てた。
 ・担任と副担任が被害生徒宅を家庭訪問し、学校の対応方針について保護者に説明し、了承を得た。

翌日

・生徒指導部が、加害生徒の事実を確認し、反省を促した。
 ・担任及び学年主任が、加害生徒の家庭を訪問し、保護者にいじめの事実と、今後の指導方針について説明し、了承を得た。

中長期対応

この日から5日間、学年団や生徒指導部が放課後に、加害生徒に個人面談を実施し、倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、加害生徒に個人面談を実施した。
 ・養護教諭による指導後、加害生徒は被害生徒に謝罪し、いじめは解消した。
 ・担任は、HRで「いじめは絶対に許されないこと」「いじめられていると感じたらすぐに相談すること」「いじめを見たり聞いたりしたときには早く相談すること」などについて指導を行った。

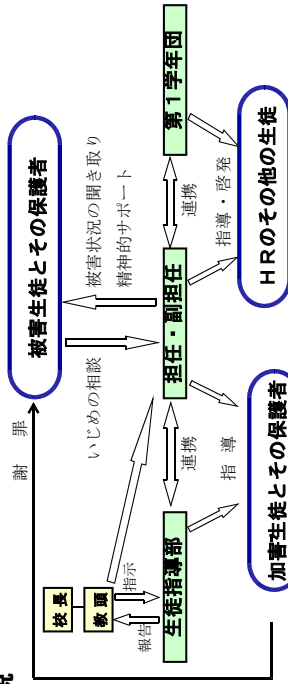
いじめを速やかに解消した事例9（高等学校第1学年女子）

～学校の組織力を生かした迅速な対応～

問題の把握

10月上旬、担任に対し、女子生徒から、級友にいじめられている旨の訴えがあった。担任と副担任が被害生徒から詳細に聞き取ったところ、3か月前から同じクラスの生徒5名から、授業中に発言した際に「黙ってろ」と言われたり、休み時間中に傷つくような言葉を言われたりしていたことが明らかになった。

対応状況



○被害生徒及びその保護者への対応

訴え当日
 ・担任と副担任が被害生徒の家庭を訪問し、いじめ被害の状況について詳細に聞き取った。
 ・緊急学年会議を開き、家庭訪問で得た情報について教員間で共通理解を促し、被害生徒への対応について共通理解を図った。
 ・被害生徒への対応、加害生徒への指導、HRにおけるいじめの未然防止の指導の方針を立てた。

○加害生徒及びその保護者への対応

翌日
 ・担任と副担任が被害生徒宅を家庭訪問し、学校としての対応の方針、加害生徒への指導の方針について保護者に説明し、了承を得た。
 ・生徒指導部が、加害生徒からいじめの事実を確認し、反省を促した。
 ・生徒指導部は、加害生徒からいじめの事実と今後の指導方針について説明し、了承を得た。
 ・担任から3日間、放課後に生徒指導部と担任による個人面談を実施し、倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、加害生徒に個人面談を行った。

※いじめの訴えから2日後、加害生徒は被害生徒に謝罪し、いじめは解消した。

○各HRでの全体指導

被害生徒の意向を踏まえ、個人が特定されないよう配慮し、
 ・「いじめは決して許されるものではないこと」
 ・「いじめを決して許されたいと感じたら早く相談すること」
 ・「いじめを見たり聞いたりしたときには早く相談すること」
 などについて、HRで各クラスレベル根絶メッセージコンクールやいじめ防止のポスターコンクールを開催し、生徒の意識の醸成を図った。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

・訴えがあった場合は、速やかに被害生徒からの状況の聞き取りや家庭訪問などを行い、事実の把握に努めるとともに、教員間で情報共有し、いじめの解消に向けた校内体制を構築すること。
 ・いじめの問題への対応は、学校の組織力を生かし、迅速かつ組織的・継続的に対応すること。
 ・加害生徒に対しては、事の重大性を認識させるとともに、反省を促し、いじめを繰り返すことのないよう、個別面談や家庭訪問などの個別の指導を充実させること。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

・いじめの訴えがあったら、速やかに被害生徒からの聞き取りや家庭訪問などを行い、事実を把握し、いじめの解消に向けた校内体制を構築すること。
 ・いじめの問題への対応は、学校の組織力を生かし、学年や生徒指導部が連携して対応するなど、学校全体で組織的に対応すること。
 ・加害生徒に事重大性を認識させるとともに、反省を促し、いじめを繰り返すことのないよう、個人面談や家庭訪問など個別の指導を充実させること。
 ◆日頃から、生徒に対し、いじめの防止について意図的、計画的に指導を行い、意識の醸成を図る。

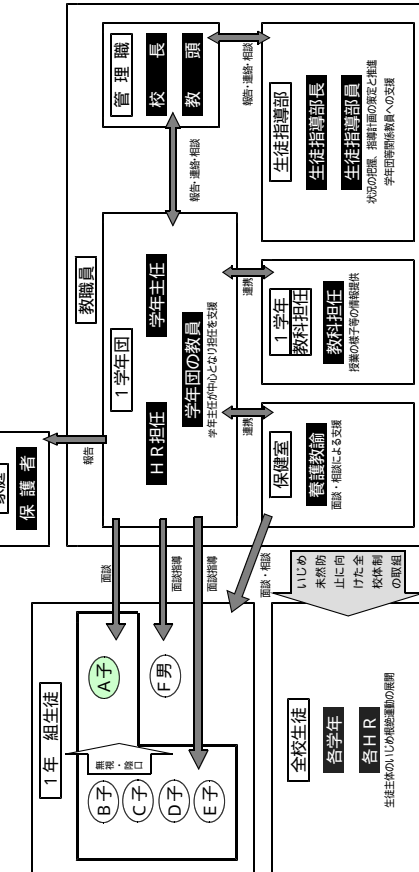
いじめを速やかに解消した事例8（高等学校第1学年女子）
～学年団を柱とした組織的な取組～

問題の把握

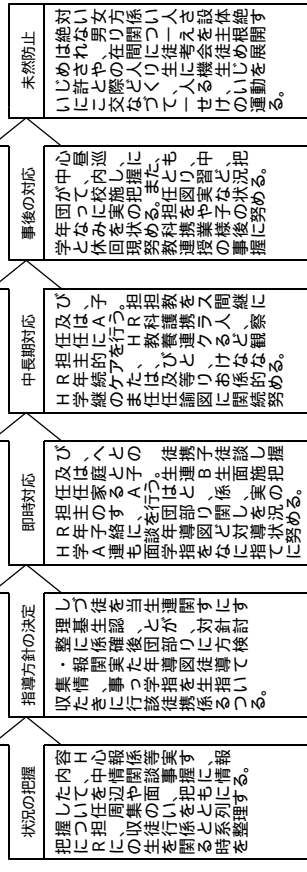
9月下旬、本校1学年の女子生徒A子が担任に相談したことから、いじめと疑われる事案が明らかになった。内容は、A子とB子、F子の男女交際をめぐる女子生徒同士のトラブルであり、A子が、同じクラスの仲のよい女子グループ（B子、C子、D子、E子）から無視されたり、降口を叩かれるなどのいじめを受けている、というものであった。

対応状況

関係図及び対応図



対応の経過



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・男女交際のトラブルについて、教職員が組織的かつ迅速に人間関係等の状況を把握すること。
- ・面談等を通して適切な人間関係づくりについて指導し、グループ内の人間関係の修復に努めること。

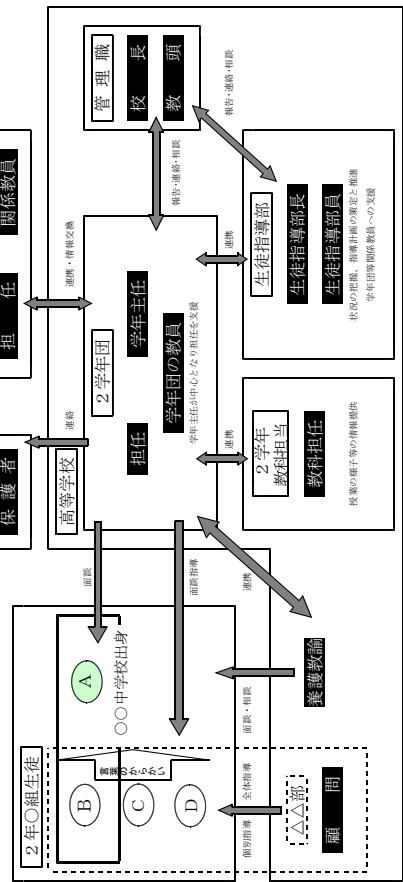
いじめに速やかに対応し、解消に至った事例11（高等学校第2学年男子）
～学年団を軸とした組織的な対応～

問題の把握

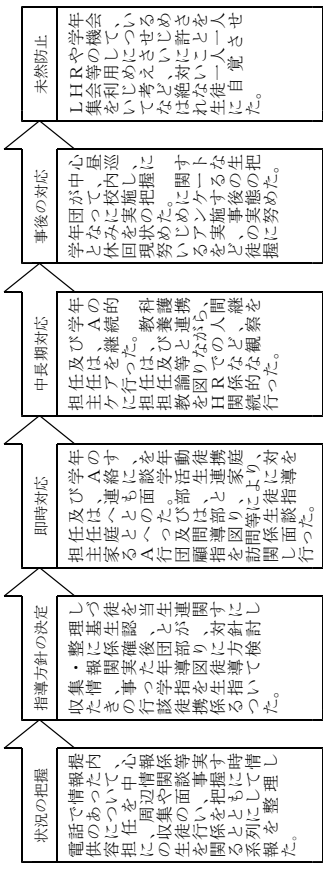
6月下旬、本校に、第2学年生徒の保護者の知人と名乗る匿名の住民から、情報提供の電話があった。内容は「知人の子どもと同じ中学校出身の生徒Aが、同じクラスのB、C、Dから、言葉によるからかきを受けていると聞いた。知人の子どもはいじめではないかと言っているの、学校で調べてほしい」というものであった。

対応状況

関係図及び対応図



対応の経過



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・周辺情報からいじめの情報が入った場合は、迅速かつ慎重に対応する。
- ・出身中学校と連携を図るなど、関係する生徒間の人間関係を把握した上で対応する。
- ・学年と生徒指導部が緊密に連携して、学校全体で組織的に対応する。

いじめを速やかに解消した事例11（高等学校第2学年男子） ～学年団を中心とした組織的な対応～

問題の把握

11月5日（月）に実施したいじめのアンケートに、同じ学年の生徒複数名から「からかわれたり、悪口を言われる」との記載があった。その後、学級担任が個別に面談したところ、小・中学校の時から恒常的にいじめを受けている事実を認知した。

対応状況

年次初めの体制
 職員会議：いじめの問題への対応方針、校内体制について全教職員で確認
 P T A総会：学校の対応方針の説明、家庭や地域からの情報提供の依頼

11/5（月）いじめのアンケートを実施し、いじめの事実を把握した。
 アンケート用紙の工夫（学校は道教委のアンケートをベースに独自様式を作成）
 ・誰にどのようのようを付けているのか把握できる。
 ・いじめをなくすための方法を、教員を多く揃せている。
 ・「いじめ相談電話」を紹介するカードを貼り付けて示している。

いじめられている生徒・保護者への対応

（いじめの状況の把握）即日対応
 学級担任：いじめられた生徒及び保護者との面談
 ・いじめの状況把握
 ・生徒・保護者の要望把握
 ・今後の対応説明
 学年団：周辺の生徒からの情報収集

学年団による指導方針の確認
 ・いじめられている生徒への指導、いじめられている生徒へのケア

その他の生徒への対応

アプローチ
 HRにおける、いじめが許されない行為であることについての一般的な話

アプローチ
 いじめの問題について主体的に考える場の設定

当初、生徒及び保護者が事実の公表を望まなかったことから、了解を得るための対応としたが、状況が好転しなかったことから、了解を得るための対応とした。

いじめの解消

・当該生徒と面談の結果、いじめは11/13（火）に解消したことを確認
 ・保護者との連携
 ・学級担任及び学年団が対応、保護者への指導内容及び改善状況の報告

教職員の対応

全教職員に対していじめの状況や対応状況について速
 ・次期朝会へのアンケートの実施
 ・教職員へのアンケートの日常的な指導や教育相談による早期発見
 ・未然防止のための関係項目の位置付け
 ・校内研修の充実
 ・教職員アンケートの結果の分析に基づき実施
 校内研修のまとめ

いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る
 ・この生徒の発生を未然に防止することを目指す
 ・生徒の発生を未然に防止することを目指す
 ・全教職員間で情報共有することを確認

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

・年度当初に学校としての対応方針を生徒・保護者に説明し、理解を得ておくこと。
 ・全教職員が情報を共有することともに、統一した指導方針の下、組織的に速やかに対応すること。
 ・保護者の意向を尊重して対応するとともに、対応状況を逐次報告して不安を抱かせないこと。
 ・改善状況の把握のため、全教職員で生徒観察・校内巡視等に努め、生徒のサインを見逃さないこと。

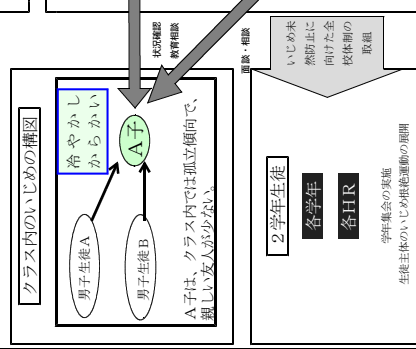
認知したいじめを速やかに解消した事例12（高等学校第2学年女子） ～学年団を柱とした組織的な取組～

問題の把握

6月上旬に実施したいじめアンケート調査で、2年生の女子生徒から、クラス内で笑われたり、冷やかされたり、悪口を言われる、特に、特定の男子生徒からの冷やかしの頻度が頻りに耐えられないとの訴えがあった。アンケート結果を受け、学年団と生徒指導部が連携し、速やかに加害生徒の特定と指導が行われた。

対応状況

○ 関係図及び対応図



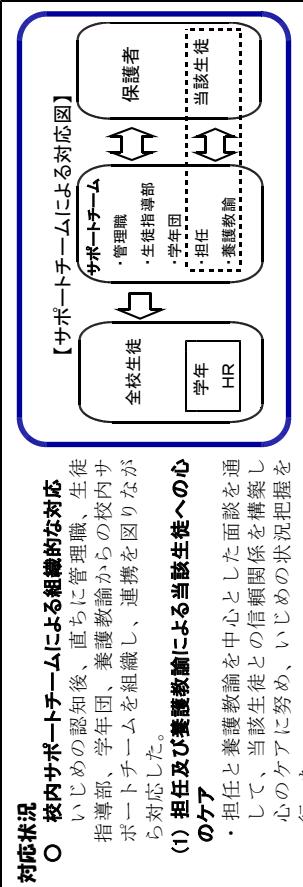
状況の把握
 アンケート調査の結果から、HRで把握した情報を基に、HRが中心となり、教員や保護者からの情報を聞き取り、いじめの原因を探る。
指導方針の決定
 収集した情報を基に、学年団が中心となり、生徒指導部や各学年の代表者による話し合いを行い、指導方針を決定する。
即時対応
 HR担当者は、学年団の家族と話し合い、学年間の関係構築や、学年間の関係構築を行う。
中長期対応
 担任及び保護者、HR担当との連携を図り、学年間の関係構築や、学年間の関係構築を行う。
事後の対応
 生徒指導部が、中心となり、いじめの防止を図る。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

・担任を中心とした面談等を通して適切な人間関係づくりについて指導し、クラス内の人間関係の修復に努める。
 ・生徒の人間関係の把握と教職員間の共通理解をもとについた生徒指導を推進する。

いじめを速やかに解消した事例10(高等学校第1学年女子) ～校内サポートチームによる組織的な対応～

問題の把握
6月上旬に、「誰が行っているかわからないが、4月から複数回、生徒玄関に置いてあった上靴にゴミ等を入れられたり、個人ロッカーの物を盗まれるなどのいじめを受けていることがあった。最近はそのいじめが頻繁に起こるようになって困っている。」と、女子生徒から担任に訴えがあった。



その後の状況

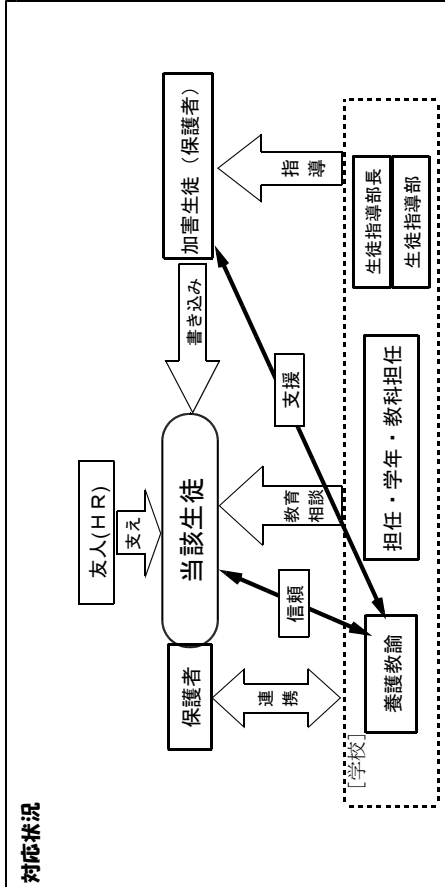
○ 加害生徒を特定することには至らなかったが、全校集会や校内巡視の実施など、学校としてのいじめの根絶に向けた強い姿勢を見せることより、その後のいじめはなくなった。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・全教職員が「いじめは絶対許されない行為である」と毅然とした態度で生徒に接し、組織的・継続的に取り組むことと、生徒の規範意識を高める。
- ・保護者に対し、年度当初やあらゆる機会を通じて、いじめに対する学校の対処方針を説明し理解を得る。

いじめを速やかに解消した事例14(高等学校第2年年女子) ～校内における連携による対応～

問題の把握
女子生徒から、担任に自分のブログへ同じHRの女子生徒から、誹謗中傷の書き込みを受けているとの相談をきっかけに、いじめの事実を確認した。その後、当該生徒は、教室にいたことがつらくなり、学校を欠席するようになった。



【校内における連携体制】

- いじめの事実確認後は、生徒指導部が中心となり対応策について検討した。
- 全職員で、当該生徒に係る情報の共有と、今後の具体的な対応策について確認した。
- 加害生徒に対して、担任や生徒指導員が中心となりいじめは人間として絶対許されないことであると指導したほか、養護教諭が人間関係の構築について指導した。
- 生徒指導部が中心となり、ブログへの書き込み等、ネットモラルに関する指導を全生徒を対象に継続的に実施した。
- 全校生徒を対象に生活状況を把握するアンケートを実施し、それを基に、担任を中心に人間関係の把握を目的とした個人面談を実施した。

【保護者への対応】

- 生徒指導員が学年が、学校の対応等について、当該生徒及び加害生徒の保護者に説明し理解を得た。
- 担任や学年が、学校の対応状況や、当該生徒の別室登校の様子等をきめ細かく連絡した。

【当該生徒への対応】

- 養護教諭が、当初から当該生徒の相談に乗り、精神的な支えとなった。
- 別室登校時、担任や生徒指導員が会いの下、加害生徒と話し合う場面を設定した。また、級友と食卓を取る時間を設けるなど教室復帰に向けて環境を整えた。
- 別室登校時、多くの教員が面談を行い、精神的なゆとりや安定を図った。
- 定期検査から教室に復帰し、検査終了後からは、通常登校をしている。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・学年団や生徒指導部等関係機関が連携し、情報を共有し、速やかに対応する。
- ・保護者ときめ細かく情報交換を行うなど連携し、適切な対応を図る。
- ・HR内の人間関係を普段から把握するとともに、いじめを許容しない雰囲気形成する。

いじめを速やかに解消した事例13（高等学校第2学年女子）

～校内体制の充実による計画的な対応～

問題の把握

6月上旬から、2年生の女子生徒が、複数の女子生徒から陰口や冷やかしを継続的に言われるなどのいじめを受けることがあった。そのことについて、本人がアンケート調査用紙に記入したことから、担任がその状況に気付いた。個人面談を通して、内容を詳細に聞き取り、いじめの事実を認知した。

対応状況

校内体制の充実による計画的な対応

いじめの認知後、直ちに管理職、生徒指導部、保健指導部、学年団、養護教諭による校内体制を組織し、連携を図りながら「短期的対応」、「中期的対応」、「長期的対応」に分類し、計画的に対応した。

(1) 短期的対応

ア H R 担任や養護教諭を中心とした面談を通し、当該生徒との信頼関係を構築しながら心のケアに努め、いじめの状況把握を行った。
イ H R 担任から、認知したいじめの事実を速やかに保護者に報告するとともに、学校側が一方向的な対応とならないよう、保護者からも情報を提供してほしいことを管理職が依頼するなど環境を整えた。

(2) 中期的対応

ア 生徒指導部は、保健指導部（特別支援コーディネーター）と連携を図りながら、「いじめられていない生徒」、「いじめている生徒」に対し、心のケア等を継続的に行った。
イ 個別支援、HRでの対応のみならず、学年集会、全校集会等の機会を通じて、生徒たち全員に「いじめ」について考えさせる場を設け、日頃から、学校として「いじめは絶対許さない」という意思を表すとともに、再発防止の徹底を図る毅然とした姿勢を示した。

(3) 長期的対応

ア H R 担任及び養護教諭は、今後とも当該生徒と随時面談を行うことを約束し、日常における些細な変化についても、すぐに把握できる支援体制づくりを行った。
イ 学校と家庭との間で、当該生徒状況について、随時きめ細かな情報共有を継続して行うことを確認した。

対応後の状況

当該生徒は、その後いじめを受けることはなくなり、個人面談等を通し、7月末にはいじめは解消したと判断することができた。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・生徒がいじめを受けたとき、早期に誰かに気軽に相談できる環境づくりを学校全体として行うこと。（アンケートの回収方法の工夫や相談体制の充実等）
- ・いじめの問題に対し、全教職員が組織的・計画的に取り組むとともに、生徒に「いじめは絶対に許さない」という姿勢を日頃から示すなどして、生徒の規範意識を高めること。

認知したいじめを速やかに解消した事例9（高等学校第1学年女子）

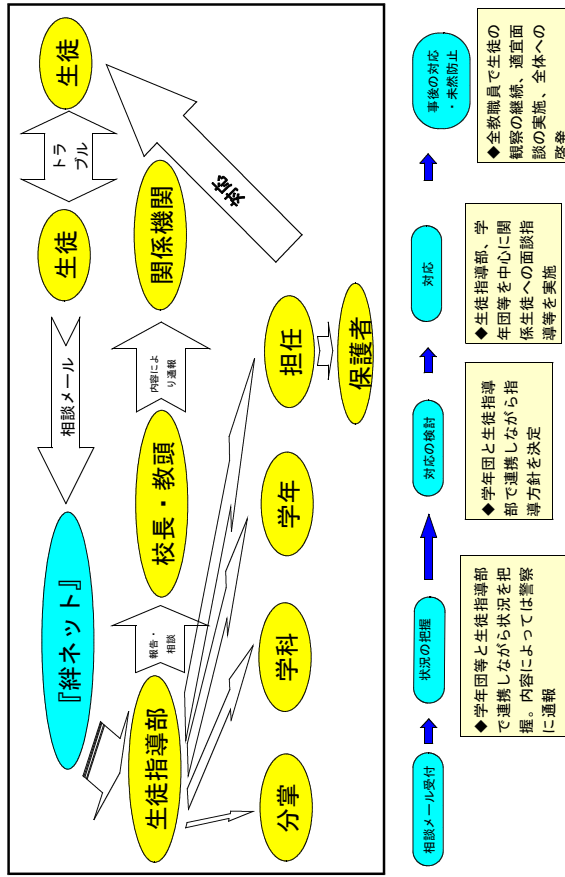
～安全・安心ネットワークによる取組～

問題の把握

嫌がらせを受けている生徒から教員へのメールによる相談を受け、加害生徒になりうる生徒に聞き取り、いじめに発展する前に生徒と先生との協力で解決できた。

対応状況

- 関係図及び対応図
『24時間の校内相談メールの仕組み』



- ・生徒が安全・安心を脅かされる状況（いじめ、体罰、DVなど）にあると感じた場合は、相談メールを送信する。
- ・生徒からの相談内容は秘密厳守。
- ・匿名のメールには対応しない。
- ・相談メールをきっかけに必要に応じて、教員が協力して個別に対応する。相談メールの内容によっては、連携している警察に通報する。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

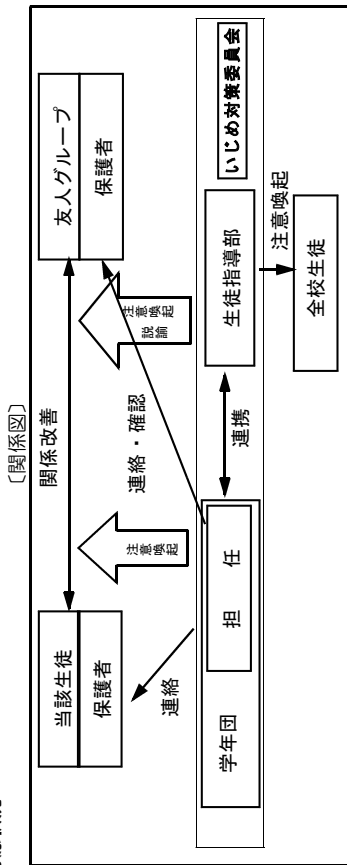
- ・生徒間で解決できないことは先生（大人）に相談する環境をつくる。
- ・家庭・地域を巻き込んだ活動に発展させる。

認知したいじめを速やかに解消した事例11（高等学校第1学年女子） ～SNSのグループからの仲間はずれの仲間防止に向けた対応～

問題の把握

当該生徒が、SNSのグループを構成していた同じクラスの友人6人から、仲間はずれにされていると、他の生徒から担任教諭が情報提供を受けた。担任と生徒指導部が中心となり、いじめの状況確認と解消に向けた取組を進めた。

対応状況



〔対応の経過〕

- **状況の把握**
 - 担任教諭及び生徒指導部教員が役割分担し、当該生徒とともに、友人グループの生徒から個別に状況を確認し、SNSのグループからの仲間はずれが起こった原因が、**宿泊研修での当該生徒の友人間の対応に不満を抱いたこと**であったことがわかった。
- **解消に向けた取組**
 - 当該生徒及び友人グループの保護者に状況を伝え、SNSのグループからの仲間はずれによるいじめの事実を伝えるとともに、SNS等の利用方法に不適切な状況があったことを伝えた。また、友人グループの保護者には、担任教諭及び生徒指導部教員から生徒に対して、注意並びに説諭の指導を行うことを伝え、同意を得た。
 - 友人グループの生徒6人に対して、個別に注意及び説諭を行った。
 - 当該生徒及び友人グループの生徒6人に対して、**お互いの思い込みや勘違いが関係を悪化させていたことを確認し、特にネット上でのコミュニケーションの特質を踏まえたコミュニケーションの在り方**に関する注意喚起を行い、SNSのグループからの仲間はずれを5日で解消させた。
- **再発防止に向けた取組**
 - いじめの解消後も、担任と学年団の教員を中心に当該生徒と友人グループとの人間関係について、注意深く観察し情報を共有するとともに、生徒指導部から全校生徒に対して、SNS等の適切な利用に関する注意喚起を継続して行う。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・児童生徒からの情報提供を受けた後は、速やかに事情確認を行い適切な状況把握を行うこと。
- ・児童生徒に対する指導や対応の内容について、保護者に確実に周知し、同意を得ること。
- ・ネット上でのコミュニケーションでは、誤解や勘違いが関係を悪化させることを、加害・被害の双方に理解させた上で、指導・注意喚起を継続して行うこと。

認知したいじめを速やかに解消した事例15（高等学校第3学年男子） ～いじめ問題対策チームによる組織的な対応～

問題の把握

11月中旬に、部活動内において、複数の部員が当該生徒に対し、たたく、蹴る、暴言を言うなどの行為を行っていた事実が、本人からの訴えにより判明した。当該生徒は、当初これはいじめとは考えず、いじめ調査のアンケートにも記載しなかったが、本人からの訴えを聞いた部活動顧問はこれららの行為をいじめと判断し対応した。

対応状況

- **校内体制の確立**

当該生徒からの訴えにより、複数の部員による当該生徒への行為をいじめと認知した学校は、校長の指示の下、担任、学年、生徒指導部、部活動顧問等による対策チームを組織し、チーム員それぞれの役割を明確にし、相互に連携を図りながらいじめの早期解決に向けて対応した。
- **担任や部活動顧問等による当該生徒へのケア**

学校は、担任や学年主任を中心とした面談を通して、当該生徒との信頼関係を構築するとともに、いじめの状況把握を行った。

養護教諭は、当該生徒と継続的に面談し、精神的なケアを行った。

部活動顧問は、他の部員との面談を行い、実態把握と情報収集に努めた。
- **保護者との連携**

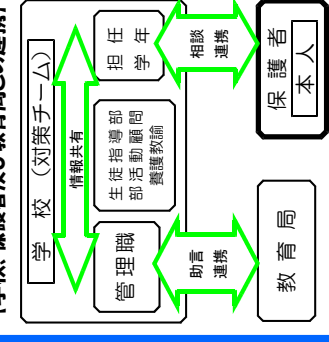
担任は、いじめの事実を速やかに保護者に伝えるとともに、学校の指導方針や今後の対応等について理解を得た。また、保護者との連絡を密にすることにより、家庭や学校における当該生徒へのきめ細かな支援に向けた連携を確認した。
- **いじめた生徒への対応**

担任と部活動顧問による面談を通して、行為の重大さを気付かせ、今後このような行為を行わないよう指導した。また、担任は、いじめた生徒の保護者にいじめの事実を伝え、学校の指導について理解を得た。
- **教育局との連携**

いじめへの対応について、学校は教育局と連携し、いじめ根絶に向けた効果的な取組や過去の事例等について助言を受けた。
- **その後の状況**

再発防止に向けた学年集会の実施や、各HRでのいじめ根絶に向けた指導により、いじめは解消された。

〔学校、保護者及び教育局との連携〕

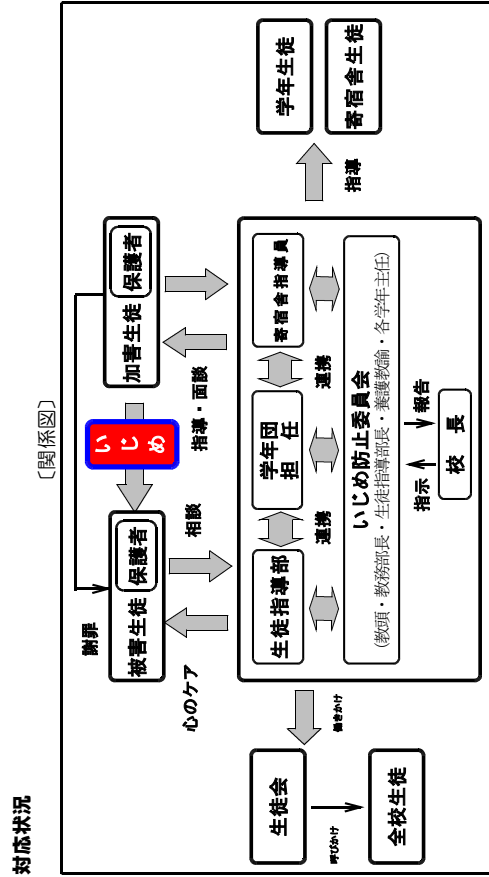


いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・校長のリーダーシップの下、校内での対策チームを組織し、チーム員それぞれの役割を明確にしながら、情報を共有するなどの連携を図ること。
- ・いじめは絶対許されない行為であり、学校はいじめに対して毅然とした態度で対応することとを生徒に示すとともに、学校の指導方針を保護者に説明し理解を得ること。

認知したいじめを速やかに解消した事例10（高等学校第1学年男子）
～いじめ防止委員会を中心とした組織的な対応～

問題の把握
 11月に実施したアンケート調査に「いじめを受けている」との記載があったことから、学校は、いじめ防止委員会を開催し、事実確認と解消に向けた対応を確認した。担任がアンケートに記入した当該生徒を特定し、状況を聞き取ったところ、寮宿舎内におけるいじめの事実を確認した。



【対応の経過】

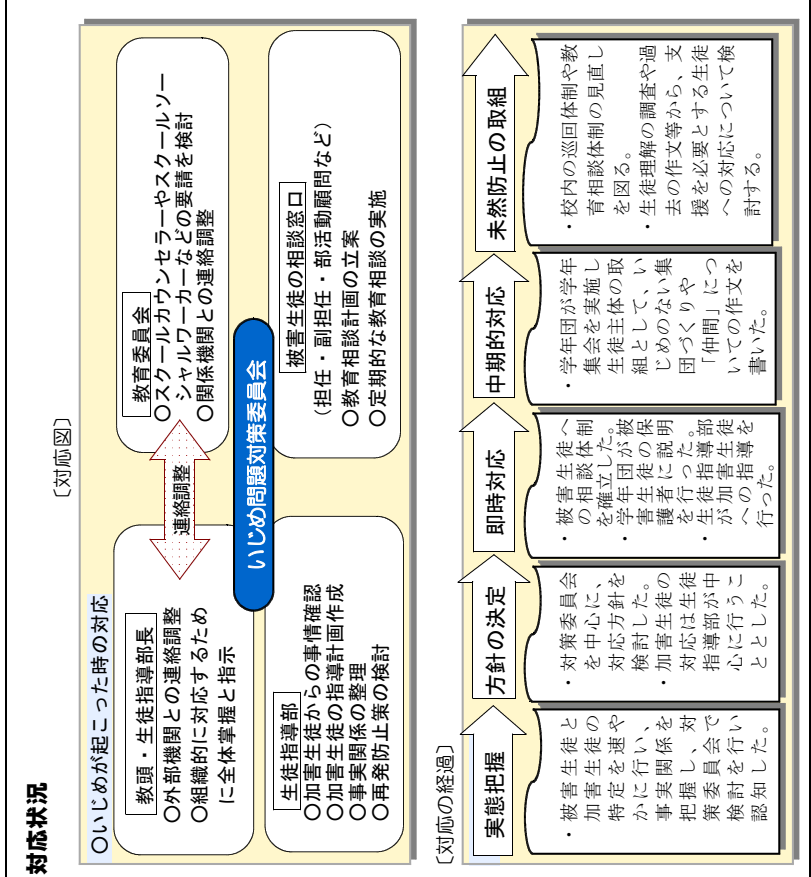
- 即時対応（認知直後）
 - ・担任及び寄宿舎指導員は、加害生徒から状況を聞き取り、事実を確認した。
 - ・担任及び寄宿舎指導員は、当該生徒の保護者に対し、いじめの事実及び学校の指導方針を説明し、学校の対応についての理解と協力を要請した。
 - ・担任及び寄宿舎指導員は、加害生徒の保護者に対して、確認したいじめの事実及び学校の指導方針を説明し、学校の指導についての協力を要請した。
- 中長期対応
 - ・学年団及び担任は、当該生徒への個別の教育相談を行い、保護者と連携して心のケアを継続して行った。
 - ・学年団及び担任は、加害生徒への個別の教育相談を行い、自分の行為がいじめであることを認識させ、相手が嫌がる行為をしてはいけないことを指導した。
 - ・学年団は、学年集会上において学年の生徒全体に対し、生徒間の望ましいコミュニケーションの在り方などについて指導した。
 - ・生徒指導部は、生徒会に働きかけ、生徒会長から全校生徒に対していじめのない学校生活を送ることの大切さについて呼びかけさせた。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめ防止委員会等が中心となって対応策を検討し、教職員間でいじめに関する情報共有や指導方針についての共通理解を図り、役割を分担して対応すること。
- ・関係児童生徒の保護者への情報提供を速やかに行い、学校の指導への協力を要請すること。

認知したいじめを速やかに解消した事例12（高等学校第1学年男子）
～いじめ問題対策委員会による全教職員での組織的な対応～

問題の把握
 生徒による学校評価アンケートの中に、いじめを受けている疑いがある記述があり、記載内容等から第1学年の男子生徒であることが特定された。当該生徒に事情確認を行ったところ、同じ学年の男子生徒3人から、脅されたり、危険なことさせられたりなどのいじめを受けていることが発覚し、いじめ問題対策委員会による対応を進めた。



いじめの問題を解消するためのポイント

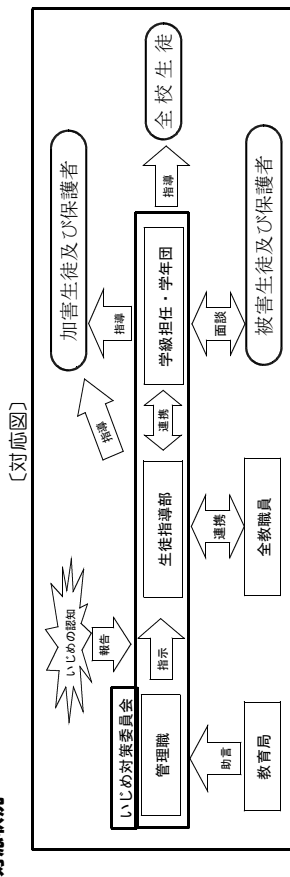
- ・いじめ問題対策委員会を中心に、様々な立場から事実関係を把握・整理し、いじめの認知及び対応を進めること。
- ・いじめの再発防止に向けて教育相談体制の見直しに向けた日常の取組を全教職員で進めること。
- ・能力を高める校内研修を実施し、未然防止に向けた日常の取組を全教職員で進めること。

認知したいじめを速やかに解消した事例14（高等学校第2学年男子） ～いじめ対策委員会による組織的な対応～

問題の把握

6月上旬に、第2学年の男子生徒が同級生1名の教科書等を無理矢理奪うといういやがらせをしているのを教科担任が発見し、すぐに止めさせるとともに、生徒指導部に報告した。加害生徒と被害生徒から事情を聞いたところ、加害生徒は5月下旬から他の生徒1名に対してとも言葉によるいやがらせなどのいじめをしていたことが判明し、いじめ対策委員会による対応を進めた。

対応状況



【対応の経過】

- 生徒へのアンケートと個別面談の実施
 - ・いじめの認知後、直ちに全校生徒に対して「いじめ調査アンケート」を行った。また第2学年生徒全員と個別面談を実施し、その他のいじめがないかも含めて確認した。
- 保護者との連携
 - ・担任と生徒指導部教員が家庭訪問を行い、いじめの事実を速やかに加害生徒と被害生徒の保護者に説明するとともに、学校の対応方針について保護者の理解と協力を得て指導を進めた。
- 被害生徒への指導
 - ・生徒指導部教員と担任を中心に個人面談や家庭訪問を実施し、いじめが重大な問題であることを認識させ、今後いじめを行わないよう反省を促した。
- 被害生徒への対応
 - ・被害生徒2名に対して、担任や養護教諭を中心に継続的に個人面談を行い、心のケアに努めた。
- 教育局との連携
 - ・いじめへの対応について教育局と連携し、いじめの根絶に向けた校内体制の充実や指導方針の方向性、具体的な対応の進め方について助言を受けた。
- 全体への指導
 - ・全校集会を実施し、「いじめは絶対にあってはならない行為」であること
 - ・全校生徒に指導した。
 - ・全教職員による校内巡視や「いじめ調査アンケート」を定期的の実施すること
 - ・ともに、生徒主体でいじめを考えた取組を進め、未然防止に努めた。

【6月中旬】 中期対応 長期対応

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめを発見した場合、直ちに生徒指導部・担任が連携して児童生徒からの聴き取りやアンケート、保護者への報告などの対応を迅速に行うこと。
- ・全教員による面談や校内巡視を実施することで、児童生徒の変化やサインを見逃さないこと。

いじめを速やかに解消した事例7（高等学校1学年男子） ～保護者や関係機関との連携を図った組織的な対応～

問題の把握

9月下旬に、送信者が特定できない嫌がらせのメールが数回に渡り送られてくるという事実が、当該生徒からの訴えにより判明した。当該生徒は、当初これはいじめとは考えず、いじめ調査のアンケートにも記載しなかったが、本人からの訴えを聞いた学校はいじめと判断し対応した。

対応状況

校内体制の確立と家庭との連携
当該生徒からの訴えにより、嫌がらせのメールをいじめと認知した学校は、担任、学年、生徒指導部による対策チームを組織し、それぞれの役割を明確にし、連携を図りながら対応した。担任及び学年主任による当該生徒へのケア担任と学年主任を中心とした面談を通して、当該生徒との信頼関係を構築するとともに、いじめの状況把握を行った。

担任はクラスの他の生徒との面談も行い、情報収集に努めた。

保護者との連携

学校は、いじめの事実を速やかに保護者に伝え、集会での指導、HRでの指導、PTAへの報告等について保護者と相談しながら進めた。

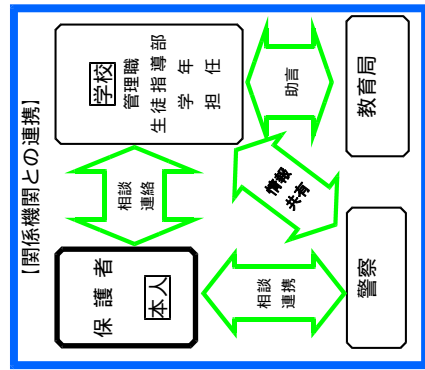
また、保護者が、メール送信者を特定することを望んだため、警察に被害届を出すこととされた。学校も警察との情報交換を行うなど、連携を図った。

教育局との連携

いじめへの対応について、学校は教育局と連携し、いじめ根絶に向けた効果的な取組や過去の事例等について助言を受けた。

その後の状況

加害生徒を特定するには至らなかったが、学年集会の実施や各HRでのいじめ根絶に向けた指導により、その後のいじめはなくなった。



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・「いじめは絶対許されない行為」であり、学校はいじめに対して毅然とした態度で対応することを、生徒に示すとともに、学校の指導方針を保護者に説明し相互に連携しながら解決に向けた取組を行うこと。
- ・保護者と学校が情報を共有し信頼関係を構築するとともに、保護者の意向も踏まえ、関係機関との連携を図ること。